

定 款

2026年9月29日改定

LiNKX 株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、LiNKX株式会社と称し、英文では、LiNKX, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 経営戦略、IT戦略および業務改善に関するコンサルティング
2. ソフトウェア、アプリ、システムの企画、設計、開発、配信、販売、運用および保守
3. ソフトウェア、アプリ、システムの開発の受託およびそれに対する人材派遣
4. スタートアップおよび中小企業に対する投資、融資および経営指導ならびにそれらの仲介および斡旋
5. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、26,393,200株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第22条 取締役社長は会社の業務を統轄し、取締役会長、専務取締役、常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人である者を除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

② 取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合に

はこれを短縮することができる。

- ② 取締役全員および監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第29条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会規程)

第33条 当社の監査役会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか、監査役会で定める「監査役会規程」による。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

- ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除および責任限定)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第43条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月末日における最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

- ② 配当金には利息をつけない。